

市有地売払い（一般競争入札）の流れ

一般競争入札・・・市で定めた予定価格（最低公売価格）以上で最も高い価格をつけた方を落札者として決める方法です。

申込書の提出	<ul style="list-style-type: none">・申込書配付及び参考資料閲覧：要綱により指定した期間・申込期間：要綱により指定した期間・市有地公売一般競争入札参加申込書に關係書類を添えて東根市役所3階財政課へ直接持参で期日まで提出してください。
--------	--



参加資格証	<ul style="list-style-type: none">・市有地公売一般競争入札参加資格証の受理。 (提出していただきました、入札参加申込書を審査して適正であれば市有地公売一般競争入札参加資格証を送付します。入札当日持参して下さい。)
-------	---



入札	<ul style="list-style-type: none">・入札日時 要綱により決定した期日・「市有地公売一般競争入札参加資格証」を持参して入札受付して下さい。・代理人に入札を委任する場合は「委任状(入札用)」が必要です。・入札受付と同時に入札保証金(入札価格の5%以上)を納めてください。・落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します。・落札された方の入札保証金は、契約保証金に充当することができます。
----	--



決定通知の送付	<ul style="list-style-type: none">・入札終了後に決定通知書を送付します。
---------	---



契約の締結	<ul style="list-style-type: none">・落札者は決定通知書を受けてから指定日まで契約を締結してください。・契約締結日に落札代金の10分1以上の契約保証金を納めてください。 (土地売買契約書に貼る収入印紙は落札者の負担となります。)
-------	---



売買代金納付 (所有権移転登記)	<ul style="list-style-type: none">・指定日まで落札金額を納付してください。 (契約保証金は土地売買代金に充当します。)・売買代金が完納された後、市が所有権移転登記を行います。 (登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。)
---------------------	--